

豊橋市地域型サービス・活動実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5条第3項の規定に基づき、実施主体である東三河広域連合から豊橋市が委託を受けて実施する事業のうち、同項第1号の地域型訪問サービス・活動及び同項第4号の地域型通所サービス・活動（以下「地域型サービス・活動」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 地域型サービス・活動を実施しようとする者は、地域型サービス・活動実施団体登録申請書（様式第1）（以下「申請書」という。）を市長が定める期日までに提出しなければならない。ただし、第11条により市長から地域型サービス・活動の実施委託を受けた者は、申請書の提出を省略することができる。

- 2 地域型サービス・活動実施団体は、別表に定める基準を満たさなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、登録が適当と認めたときは、速やかに登録の決定をするものとする。
- 4 市長は、前項の規定により登録の決定をしたときは、地域型サービス・活動実施団体登録決定通知書（様式第2）により申請をした者に通知するものとする。
- 5 市長は、毎年、登録者に対し登録内容の確認を行うものとする。

(登録の変更及び廃止)

第3条 前条の規定により登録した者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その1月前までに地域型サービス・活動実施団体登録変更等届出書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

- (1) 登録内容を変更しようとするとき。
- (2) 登録する事業を休止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 市長は、前項の届出があった場合は、その内容を確認し、登録の変更又は取消しをすることができる。
- 3 市長は、前項の規定により登録の変更又は取消しをしたときは、地域型サービス実施団体登録変更等承認通知書（様式第4）により登録者に通知するものとする。

(実施方法等)

第4条 登録者は、当該利用者の介護予防ケアマネジメントに基づき地域型サービス・活動を提供しなければならない。

- 2 登録者は、当該利用者の介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等と緊密に連携するよう努めなければならない。
- 3 地域型サービス・活動に従事する者（以下「従事者」という。）は、市長が定める期日ま

でに指定する講座を受講しなければならない。

(衛生管理等)

第5条 従事者は、清潔を保持しなければならない。

2 登録者は、従事者の清潔保持及び健康状態の管理のため、必要な対策を講じなければならない。

(秘密保持等)

第6条 従事者又は従事者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 登録者は、当該事業所の従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第7条 登録者は、利用者に対する地域型サービス・活動の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 登録者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 登録者は、利用者に対する地域型サービス・活動の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(便宜の提供)

第8条 登録者は、第3条第1項第2号に係る申請をしたときは、当該申請の日の前1月以内に当該事業のサービスを利用していた者であって、当該事業の休止又は廃止の日以後において引き続き当該事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(利用者負担)

第9条 登録者は、地域型サービス・活動の提供に当たって利用者が負担する額を定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、地域型サービス・活動の提供に当たって実費が生じるときは、利用者の負担としなければならない。

(調査等)

第10条 市長は、必要があると認める場合は、登録者に対し、必要な報告若しくは資料の提

出を求め、又は調査をすることができる。

- 2 市長は、必要があると認める場合は、地域型サービス・活動の適切な実施のため、登録者に対して指導を行うものとする。
- 3 市長は、登録者が第2条第2項の基準又は第4条から第8条までの規定に反すると認める場合は、登録を取り消すことができる。

(事業の委託)

第11条 市長は、別表に定める基準を満たす者に対して地域型サービス・活動の実施を委託できるものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行について必要な準備行為は、この要領の施行の前においても行うことができる。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、改正前の地域型サービス実施要領の規定により作成されている様式第1、様式第2、様式第3及び様式第4は、改正後の地域型サービス・活動実施要領の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、改正前の地域型サービス実施要領の規定により作成されている様式第1は、改正後の地域型サービス・活動実施要領の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

別表（第 2 条及び第 11 条関係）

地域型訪問サービス・活動	地域型通所サービス・活動
<ul style="list-style-type: none"> ・従事者が 30 名以上であること。 ・提供するサービスが、厚生省老人保健福祉局の発出した平成 12 年老計第 10 号の生活援助の範囲内であること。 ・少なくとも週 1 回のサービスを提供できる能力があること。 ・複数年実施する見込みがあること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 回当たりの開催時間が 1 時間以上であること。 ・概ね 1 週間に 1 回以上開催していること。 ・複数年実施する見込みがあること。